

令和6年度広島市食品ロス削減推進表彰 募集要領

1 表彰の目的

広島市では、食品ロスの削減に顕著な功績があると認められる者に対し、その功績をたたえるとともに、その取組を幅広く広報し、食品ロス削減の一層の推進に資することを目的として、優れた取組を実施している個人、事業者、団体、学校等に対し、表彰を実施します。

広島市食品ロス削減推進表彰の選考に当たり、下記のとおり募集します。

2 募集対象者

広島市において、食品ロスの削減に資する取組を実践している個人、事業者、団体、学校等

3 募集要件

次の項目を全て満たす個人、事業者、団体、学校等が対象となります。当該要件を1つでも満たしていない場合は、選考の対象外となります。

- (1) 広島市内で食品ロスの削減に資する取組を実施した者であること
- (2) 推薦調書に必要事項が記入されていることに加え、取組を客観的に確認できる写真や書類の添付があること
- (3) 過去に同じ取組で広島市食品ロス削減推進表彰を受けたことがないこと（ただし、過去に表彰を受けた取組に加えて、新たな取組がある場合は選考の対象となります。）
- (4) 暴力団（員）、暴力団員が役員となっている団体及び事業者並びに暴力団（員）と密接な関係を有しないこと
- (5) 法令違反によって処分を受け、その後相当の期間が経過していない者でないこと

4 募集期間

令和6年7月10日(水)～令和6年9月2日(月)必着

5 応募方法

- ・ 所定の推薦調書（様式）に必要事項を記入し、「11 提出先 / 問合せ先」に記載の宛先（広島市環境局環境政策課環境政策係）へ、令和6年9月2日(月)（必着）までに電子メール、持参、Fax又は郵送にて提出してください。
- ・ 電子メールの場合は、件名を「広島市食品ロス削減推進表彰応募」とし、所定の推薦調書及び添付書類を添付ファイルで送付してください。添付ファイルの合計が7MB以上となる場合は、広島市役所環境局環境政策課環境政策係に送信できないおそれがあるため、「11 提出先 / 問合せ先」に連絡してください。
- ・ 持参の場合は、広島市環境局環境政策課環境政策係にお持ちください。月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの受け付けとし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けできません。
- ・ 推薦調書は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/388481.html>) よりダウンロードできます。
- ・ 自薦・他薦は問いません。

6 審査方法

広島市が設置する審査会において、応募のあった者の中から、広島市の食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる3者程度を受賞者として選考します。

なお、選考に関する情報につきましては公表いたしません。

以下の評価項目により審査を行い、受賞者を決定します。

評価項目	評価の視点
波及効果	取組が効果的かつ波及効果が期待できるものであるか。または将来波及することが期待できるか。消費者や事業者等の意識の醸成や行動の変化につながることを期待できるか。
貢献・成果	取組としての貢献、成果が顕著であるか。
先進性	取組が他に先んじて実施されたものか。他の個人、団体等のモデルとなり得る内容であるか。
継続性	今後、取組を継続させるための工夫があるか。
多様な主体との連携・協働	消費者、事業者や地域など多様な主体と連携した取組であるか。

7 結果発表

審査結果は受賞者（取組の実施者）へ直接通知します。また、広島市ホームページで受賞者の概要（個人は氏名、事業者、団体及び学校等は名称と所在地）及び受賞の理由となった取組内容を併せて公表します。

なお、受賞者以外には連絡しません。

8 表彰方法

市長から、表彰状及び記念品を贈呈します。

なお、表彰式は令和6年10月に広島市役所本庁舎内で実施する予定です。

9 注意事項

- (1) 応募内容の確認のため、ヒアリング等を行う場合があります。
- (2) 選考に関するお問合せは、一切受け付けません。
- (3) 応募に使用する写真や取組内容（以下「取組内容」という。）は、第三者の著作権、肖像権、その他法令上の一切の権利や第三者の名誉、プライバシー等を侵害していないものに限ります。
- (4) 受賞者となった場合は、受賞者の概要（個人は氏名、事業者、団体及び学校等は名称と所在地）及び受賞の理由となった取組内容について、PRのため、広島市の出版物やホームページ、SNS等で広く公表するとともに、広島市が主催するイベント等で紹介させていただきます。
また、使用目的に合わせて提出のあった資料のトリミングの有無等も含め加工することを無償で許諾されたものとして取り扱わせていただきます。
- (5) 個人情報等の取扱いは、本事業の運営に必要な範囲においてのみ使用し、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第4号)に基づき適正に管理します。
- (6) 審査結果発表後に重大な法令違反等が明らかになった場合は表彰を取り消す場合があります。

10 その他

- ・ 受賞者が希望する場合、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、環境省・消費者庁が実施する「食品ロス削減推進表彰」に、本市の表彰を受けた年度の翌年度に広島市から推薦を行います。
- ・ 応募者が了承する場合に限り、広島市消費生活センターにおいて広島市版エシカルマップ（仮称）※の作成検討に活用するため、同センターへ応募の内容（応募者の氏名又は名称及び連絡先を含む。）を提供させていただきます。

※広島市版エシカルマップ（仮称）とは

「人や社会、環境、地域に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」といい、必要なものを必要な分だけ買うといった、食品ロスの削減もこのエシカル消費の1つです。広島市では、今後、このエシカル消費に関する取組を行っている広島市内のお店をリスト化したマップ「広島市版エシカルマップ（仮称）」を作成予定です。

11 提出先 / 問合せ先

広島市環境局環境政策課環境政策係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel : 082-504-2505 Fax : 082-504-2229

Mail: ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp

(広島市版エシカルマップ (仮称) について)

広島市市民局消費生活センター

〒730-0011 広島市中区基町6番27号

Tel : 082-225-3329 Fax : 082-221-6282

Mail: shouhi@city.hiroshima.lg.jp